

高知市公文書等の管理に関する条例の解釈指針(案)

「高知市公文書等の管理に関する条例の解釈指針」を定め、特定歴史公文書等の利用制限事由の基本的な考え方や解釈、運用面での留意事項等を示す予定。

<第13条 特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い>

第13条 市長は、前条第4項の目録の記載に従い特定歴史公文書等の利用の請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

(1) 当該特定歴史公文書等が実施機関から移管されたものであって、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

ア 情報公開条例第9条第1号、第3号、第7号又は第8号に掲げる情報

イ 情報公開条例第9条第2号に掲げる情報

ウ 情報公開条例第9条第4号に掲げる情報

エ 市の機関又は国、独立行政法人等(公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)第2条第2項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)が行う取締り、調査、検査及び監査等の事務又は事業(以下この号において「事務等」という。)に関する情報であって、公開することにより、当該若しくは将来同種の事務等の実施の目的が達成できなくなると認めるに足りる合理的な理由があるもの又はこれらの事務等の公正若しくは円滑な遂行に著しい支障が生ずると認めるに足りる合理的な理由があるもの

【趣旨】

この条は、公文書管理法第16条を踏まえ、特定歴史公文書等の利用請求権を明らかにしたものです。

【解釈】

1 第1項関係

第1項は、市長は、利用請求があったときは第13条第1項第1号から第3号までに規定する事由に該当する場合を除き、利用請求のあった特定歴史公文書等を利用させなければならないという原則を定めたものです。

2 特定歴史的公文書等に非公開情報に該当する情報が記録されている場合(第1項第1号ア)

利用請求された特定歴史公文書等に、高知市行政情報公開条例第9条第1号、第3号、第7号又は第8号に該当する情報が記録されている場合に、利用を制限することになります。

高知市行政情報公開条例第9条第7号の情報は、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人(以下「国等」という。)との間における協議、依頼、委任等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、市と国等との協力関係を著しく損なうと認めるに足りる合理的な理由があるものです。

「国等との協力関係を著しく損なうと認めるに足りる合理的な理由があるもの」とは、公開することにより、市と国等との間における当面又は将来にわたる継続的かつ包括的な協力関係を著しく悪化させることをいい、「認めるに足りる合理的な理由があるもの」とは、当該情報を公開することにより、市と国等との間における協力関係に支障が生ずるといふ抽象的な理由では不十分であり、当面又は将来にわたる継続的かつ包括的な協力関係を著しく悪化させると認めるに十分な具体的かつ客観的な理由が必要です。

これらに該当するものとしては、公文書管理法で利用制限事由となる同法第16条第1項第1号ハ(国家の安全等に支障が生ずる情報)に該当する情報が含まれる可能性があり、当該規定に該当するかどうかの判断に当たっては、慎重に判断する必要があります。